

令和6年度 施設従事者等による虐待防止に 係る取組(中間報告)

令和6年度 第2回松戸市虐待防止連携推進会議

令和7年2月5日(水)
指導監査課

1.虐待発生事例の支援について

養介護施設従事者等の虐待発生事例の傾向

【被虐待者の状況】

- ・要介護4以上が多い。
- ・要因として「介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回」、「認知症によるBPSDがある」、「意思表示困難」の順に多い。

【事業所・虐待者の発生要因の傾向】

- ・虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分
- ・チームケア体制、連携体制が不十分
- ・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識、意識の不足
- ・職員の業務負担の大きさ

R5 国調査(高齢)

【被虐待者の状況】

- ・要介護3以上の方(69.7%)

【発生要因】

- ・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識、意識の不足(77.2%)
- ・職員のストレスや感情コントロールの問題(67.9%)
- ・職員の倫理観・理念の欠如(66.8%)

R5 国調査(障害)

【被虐待者の状況】

- ・知的障害の方(74.3%) 区分6の方(28.0%)
- ・行動障害の方(48.0%)

【発生要因】

- ・教育・知識・介護技術等に関する問題(65.4%)
- ・職員のストレスや感情コントロールの問題(55.6%)
- ・倫理観や理念の欠如(54.6%)

障害者福祉施設従事者等の虐待発生事例の傾向

【被虐待者の状況】

- ・重度の知的障害(a-1以上)の方
- ・区分6の方
- ・強度行動障害の方

【事業所・虐待者の発生要因の傾向】

- ・チームケア体制、連携体制が不十分
- ・職員のストレス・感情コントロール
- ・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識、意識の不足

高齢、障害の事業所いずれも

- ケアに技術や時間を要する利用者に対して虐待が発生しやすい。
- チームケア体制・連携体制が不十分、職員の負担やストレスが大きい、虐待や権利擁護等の知識・意識不足など複数の要因が重なることで虐待が発生しやすい。

事業所

市

改善に向けた
取組を支援

虐待発生時の支援

- 虐待の解消に向けた助言を行い、改善状況に合わせたモニタリングを実施。
- 職員個人の問題として捉えるのではなく、事業所として再発防止の方策を講じ効果が出ているか、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制等についても確認。

◎複数事例からみた早期発見のポイント

◎通報時のポイント

「何かおかしいな」、「虐待かもしれないな」と感じたら、まずは通報、相談していただくことが施設従事者等による虐待の早期発見につながります。

(過去の通報・相談内容)

- ・不適切なケアが起きたため、報告したい。
- ・夜勤帯の職員の言動について相談したい。
- ・これって虐待に該当しますか。
- ・事業所から怒鳴り声が聞こえた。

◎通報時の市の対応

- ・通報者保護の観点から、通報内容をどこまで事業所に伝えてよいか確認します。
- ・通報者だけでなく、通報内容も秘匿としつつ、対応することもできます。



◎事業所内でのポイント

- ・前スライドの虐待発生要因等に対し、事業所内で検討や対策を講じられているか。
- ・虐待防止委員会の開催及び全職員への周知徹底、虐待防止の指針の整備、虐待防止等研修会の開催、それを行う担当者を置いているか。
- ・施設従事者等の通報義務(疑いであっても通報)について、周知徹底できているか。
- ・同じ利用者に対し、繰り返し事故報告書が作成されていないか。 等

